

「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性(中間とりまとめ)」に対する意見募集の結果について

- 1 募集期間 平成23年10月18日(火)～10月31日(月)
- 2 寄せられた意見 42件

(1) 中間とりまとめに賛成の意向を示すもの

番号	意見要旨	意見に対する考え方
1	事業の取組の成果が現れつつあるが、十分実感できるよう引き続き取組が必要。	しっかり取り組んでいきたいと考えています。
2	「いしかわ森林環境税」により、多くの手入れ不足人工林が、明るく健全な森林に生まれ変わっている。 山に関心がなかった森林所有者の中には、この事業に触発され、もう一度自分の山の手入れをしようという意識が芽生えてきた人もいる。 また、近年、侵入竹林の拡大や放置広葉樹林の荒廃により、集落周辺の里山では山地崩壊の危険性等が問題になっていることから、これらの森林についてもこの税を使って整備する必要があると考える。	侵入竹林や放置竹林への対応については、中間とりまとめに即し、しっかり対応していきたいと考えています。
3	これまでの実績については、森林の公益的機能が向上し、成果が見られるが、まだ多くの手入れ不足人工林が残っており、さらなる取組強化が必要。 また、次期対策では、放置竹林の激増状況をふまえた適切な対策と評価するが、実施にあたっては計画面積にとらわれず、現地を精査され、必要な面積の対策がとれるよう柔軟な対応が必要と思う。 さらに、市町の創意工夫による森づくりの推進や優れた提案に対する補助制度の創設が望ましい。	放置竹林等のこれだけの規模での除去は、石川県として初の取組であることから、整備手法の妥当性や事業効果の検証に加え、事業対象面積の精査を行いながら、適切な事業の実施に努めたいと考えています。 なお、市町からの森づくりへの提案については、具体的な内容を随時お聞きしつつ対応が可能か検討していきたいと考えています。
4	私の地域の人工林は、先人が大変な苦労の上、造成したものの。しかし、木材価格の低迷から多くの所有者の山林は放置されていると感ずる。このままでは、台風、豪雪などによる災害も懸念される。山の境界不明確も問題。 企業や一部篤志家による森づくり活動も見られるが、広大な森林全体を見れば、その維持管理には限界がある。このような状況から、社会全体で森林を支える森林環境税による未整備森林の整備は絶対に必要。24年度以降の継続を希望する。	ご要望を踏まえ、適切な対応に努めたいと考えています。

番号	意見要旨	意見に対する考え方
5 5 9	石川県は、人工林よりも雑木林が多い。雑木林は、かつては定期的に伐採されて炭が焼かれていたが、昭和30年代の燃料革命以降は放置され、高齢木化などから病害虫による被害や生物多様性の低下が懸念されている。いしかわ森林環境基金事業を継続するなら、雑木林も含めた整備をお願いしたい。（同旨ほか4件）	広葉樹林については、県民の理解増進と県民参加による森づくりの中で、野生獣の出没を抑止するための緩衝帯としてのモデル的な森林整備等に取り組んでいく考えです。
10	次期対策で、竹林対策に取り組む必要があるのは、その通りと思うが、事業単価の試算（侵入竹の伐採：74万円/ha、発生源の竹林の伐採：84万円/ha）の根拠はどうなっているのか。竹の処理費は、発生本数によって大きく変わることから、事業実施に当たっては、竹の成立本数に合った単価を採用されたい。	事業の実施に当たっては、現場の状況に応じた適切な単価設定を行う考えです。
11	私の祖父によれば、環境税により荒れた山の一部が良くなったと喜んでいる。野々市町には、山はないが、白山の森の恵みで美味しい水や空気をいただいております、コーヒー1杯分の金額で、このような恵みがいただけるのであれば、続けて欲しいと思う。	ご要望を踏まえ、適切な対応に努めたいと考えています。
12	環境税の拠出元は都市部の住民が圧倒的に多いため、都市住民に成果を実感できるような事業内容に重点を移していくべき。例えば <ul style="list-style-type: none"> ・地域産材の供給拡大 ・間伐材のバイオマス利用 ・林地残材の搬出・有効利用 ・荒廃竹林の伐採と広葉樹林への林種転換 ・里山保全活動を担うリーダー育成 ・住宅地背後や生活道路沿線にある危険木の伐採 など 	今後、手入れ不足人工林の解消に向け、強度間伐のほか、できる限り間伐材の搬出を行う利用間伐を進めることとしており、間伐材の有効活用を図っていく考えです。また、手入れ不足人工林に侵入した竹の除去やその発生源となる放置竹林の広葉樹林への転換にも取り組むこととしています。 こうした取組を通じ、都市住民の方々に成果を、より実感して頂けるのではないかと考えています。
13	今年環境林事業で自己所有山林を間伐してもらった。親から受け継いだ財産だが、自分で管理や維持をすることができなかったし、お金を負担してまで整備することもできない状態であったので大変助かった。来年度以降も事業を継続してもらえよう要望する。	ご要望を踏まえ、適切な対応に努めたいと考えています。

番号	意見要旨	意見に対する考え方
14	<p>荒廃した森林がよみがえり、生き生きしてきたが、今後成果を上げる方法として、1. 森林施業の拡大、2. 実感ツアーの実施方法の再検討など、県民意識のさらなる高揚、3. 森林ボランティア活動をする指導者の育成が必要。</p>	<p>残された手入れ不足人工林の整備にしっかり取り組んでいくとともに、県民の理解増進と県民参加による森づくりについては、より効果的な事業のあり方について検討してまいります。</p>
15	<p>貯水機能や温暖化防止機能など森林の公益的機能を維持するために必要な労力や金銭的な負担を所有者だけに任されることは、この時勢の木材価格等を考慮しても負担が大きすぎる。公益的機能の恩恵は、県民全体に寄与することを考えれば、環境税の負担は当然。（森林整備の）費用対効果は、成果がわかりにくいものかもしれないが、自然や生態系に負担をかけない観点から見れば、ダム等よりも自然に優しい施工であるし、森林は後世の人たちにも受け継いでもらいたいので、今年度で終了するのではなく、継続して行って欲しい。</p>	<p>ご要望を踏まえ、適切な対応に努めたいと考えています。</p>
16	<p>竹の本数密度が12,000本/ha以上の現場も多く、このような場合、経費もかかるので単価を再検討していただきたい。また、伐った竹を現場に集積すれば、植栽面積や稚樹が発芽できる面積が少なくなり、その後下刈り作業も大変である。道路周辺では、搬出や破碎をした方が、後の植栽の効率性や自然災害の防止といった観点からもよいと考えられる。</p>	<p>事業実施の段階では、竹の本数密度に応じた伐採単価を設定する考えです。 また、竹の伐採後の処理については、現地の状況を踏まえ、林内で集積または搬出等、適切な方法で対応していきたいと考えています。</p>
17	<p>いしかわ森林環境税によって県内の森林を整備することは、下流に住む者にとっても、大変恩恵のあることだと思う。しかし、その恩恵が、実感できない状況にあり、例えば、人家に迫っている竹林の伐採など、目に見える形で実施されればよい。</p>	<p>次期対策では、集落周辺の手入れ不足人工林や侵入竹の整備も対象とすることとしています。</p>
18	<p>40年前に山間地から町に居住を移したが、毎週のように山に通っている。近年間伐事業によって、森林が明るくなることが大変ありがたく、山へ行くのも楽しみになっている。以前は、自力で間伐等もしていたが、なかなか森林所有者のみの力では、整備ができず困っていたときに森林組合より間伐の話があり、ありがたく依頼した。是非継続して第2期計画も進めていただきたい。</p>	<p>ご要望を踏まえ、適切な対応に努めたいと考えています。</p>

番号	意見要旨	意見に対する考え方
19	基金事業により間伐が進み、手入れ不足人工林が健全な状態になっていることを実感している。計画の半分の間伐が実施されたようであり、引き続き計画的に整備を進めることが望まれる。なお、実施した箇所を公表、閲覧できるようにしていただければ将来的にも貴重な資料になり、いいのではないかと思う。	森林環境基金事業の整備箇所については、県において、森林GISにより台帳管理をおこなっています。 事業の推進など必要がある場合には、第三者も閲覧が可能です。
20	現場では、放置された間伐木がもったいないという人や、明るく風通しが良くなったと思う人など様々である。報告書にあるように、利用できる材はできるだけ利用する方向で検討した上で、強度間伐を続けるとともに、藪化した竹林の整備や、野生動物が出没する森林環境の改善に取り組む必要がある。	中間とりまとめに即し、しっかり対応していく考えです。
21～ 22	山主に負担がかからず山がきれいになり、良いと思う。伐り倒しのみでは、見た目が悪く、歩きにくいので片付けもしてくれれば良いと思う。これからも続けていただきたい。 (同旨ほか1件)	強度間伐の実施に際し、伐倒だけでなく、玉切り、枝払い、集積についても必要に応じ実施しています。
23	市街地周辺の斜面緑地帯において、放置竹林が多くあり、大雨時に地滑り災害の発生が懸念される状況となっている。このことから、市街地周辺の斜面緑地帯の竹林についても、災害防止や野生動物の出没抑止のため、いしかわ森林環境基金事業により整備していただきたいと思う。	手入れ不足人工林に侵入した竹の発生源となっている竹林については、広葉樹林への転換を図っていくこととしています。 また、集落周辺における野生獣の出没抑止のためのモデル的な森林整備では、広葉樹林のみならず、必要に応じ竹林も対象とする考えです。

(2)他の事業で対応しているもの

番号	意見要旨	意見に対する考え方
24～ 32	東日本大震災の例を見ても、海岸林が津波の勢いを和らげるなど、その重要性が再認識されてきている。金沢の海岸の松林はマツクイムシの被害を受けており、機能が低下していることから、いしかわ森林環境税により、海岸林を再生すべきであると考え。 (同旨ほか8件)	森林環境税は、手入れ不足人工林22千haについて、公益的機能だけでも維持していくことをねらいとして導入させていただいたものであることから、手入れ不足人工林の整備をしっかりと行うことが重要と考えています。 なお、海岸林の整備については、既存の治山事業や松くい虫防除事業で対応しているところです。

番号	意見要旨	意見に対する考え方
33	<p>手入れ不足森林の整備は、まだまだ行き届かない状況であり、また、山に放置された木材は災害の要因にもなると考えられる。このような使われない木材の有効活用を図るため、木質バイオマス利用施設を整備することにより、林業の新たな分野を開拓し、雇用促進にもつながる。いしかわ森林環境税により荒廃森林の整備を行い、資源の有効利用も図っていただきたい。</p>	<p>木質バイオマスの施設については、地域の要望を踏まえつつ、既存の施策の中で検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、手入れ不足人工林の整備については、今後、森林環境税を活用した強度間伐（伐り捨て）での対応のほか、間伐材を搬出する利用間伐にもできる限り取り組むこととしています。</p>
34	<p>これまで5年間で水源地域等における手遅れ林分の間伐を進めた結果、本来の森林の持つ公益的機能が回復するのを目のあたりにした。新規雇用を含め、安定的な雇用の確保にもつながった。今後限られた予算ではあるが、作業の実施上の労働安全対策として必要な、林内の草刈りと森林の機能増進のための枝打ちにも対応できるよう要望したい。</p>	<p>森林環境基金事業では、安全対策上必要な場合、強度間伐を実施するにあたって、併せて林内の草刈りも行うこととしています。</p> <p>強度間伐により森林の公益的機能の回復が図られることから、枝打ちまでは実施する必要がないと考えています。</p> <p>なお、森林所有者が、造林公共事業を活用して枝打ちを実施することは可能です。</p>
35	<p>金沢市は、県の人口の半分近くを占めているが、実際に金沢市に恩恵が来ているのか疑問に思う。</p> <p>金沢市で強度間伐がどの程度行われているのか。</p> <p>可能であれば、市町毎の収入と支出を示していただければわかりやすい。</p>	<p>手入れ不足人工林の整備を行うことにより、水源のかん養、山地災害の防止、地球温暖化の防止といった森林の公益的機能が発揮され、その受益の範囲は県民全体に及ぶことから、県民に対し、幅広く負担を求めることとして、森林環境税を導入させて頂いたものです。</p> <p>また、森林・林業施策全般の中で、金沢市を含め、県内各地において様々な対策を行っているところです。</p> <p>なお、いしかわ森林環境基金事業については、金沢市では、平成23年度までの4年間で428haを実施しています。</p>

(3) 対応が困難なもの

番号	意見要旨	意見に対する考え方
36	<p>森林環境税については、下記の点から反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大森林県である岐阜県が導入していない。 ・本来森林所有者自らが行うべきこと。 ・森林組合の給与になっていないか公表されていない。 ・金沢市民が受益以上に負担することは本末転倒であり、納税者に利益還元されていない。 ・委員会委員から林業関係者や曲学阿世の学者を外すべき。 ・本来県民投票を実施して決めるべきことを県議会で賛否を決するのは業界を利するのみ。 	<p>森林環境税と同様の制度は、全国的には、これまで31の県で導入しているほか、平成24年度から岐阜県を含め2県が新たに導入する方向で検討が進められています。</p> <p>森林整備は本来、森林所有者自らが行うべきという点については、ご指摘のとおりですが、中間とりまとめ1ページにも記載しているように、森林環境税は、木材価格の低迷や山村の過疎化・高齢化により森林所有者の自助努力による森林管理が困難となっており、その結果、森林の公益的機能が低下することは、県民生活に広く影響を及ぼすことに鑑み、県民全体で森林を守り育てていくための新たな制度として導入させていただいたものです。</p> <p>森林環境税の用途は、ご指摘のような森林組合の給与としては支出していません。</p> <p>森林環境基金評価委員については、様々な分野から幅広く選任させていただいており、林業関係者や学識経験者にも参画頂くことは適切と考えています。</p> <p>また、いしかわ森林環境税は、条例を根拠とすることから県議会での議決を行ったものです。</p>
37～ 38	<p>県民参加の森づくりの事業規模は、税収の1割としているが、少ないと思う。これらの活動はますます盛んになっていると思うので、事業規模を拡大すべきと思う。(同旨ほか1件)</p>	<p>森林環境税は、手入れ不足人工林22千haについて、公益的機能だけでも維持していくことをねらいとして導入させていただいたものであることから、手入れ不足人工林の整備に必要な予算を確保することが重要であると考えています。</p> <p>このため、県民参加の森づくりについては、税収の1割程度とせざるを得ませんが、この中で、より効果的な手法を検討していきたいと考えています。</p>

番号	意見要旨	意見に対する考え方
39	<p>森林所有者が森林の管理ができないことから、県民の税金を用いて、代わりに管理するのが森林環境税と理解する。</p> <p>県民の税金を用いる以上、何年間か規制をかけるだけでなく、その土地もしくは立木を県所有にするのがよいのではないか。</p> <p>県の税金で管理して、何十年か後に、木を売って個人のお金になるのはおかしいと思う。そのときは、県の収入にすべきでないか。</p>	<p>森林環境税の制度を活用し、強度間伐を実施するのは、森林の整備により、せめて公益的機能の発揮を図るという観点からであり、所有権、財産権の移転は法制的に困難です。</p>
40	<p>当該事業の導入により、整備された森林が多く見られるようになったが、奥山に分散しているように思う。このように分散した作業を効率的に行うには、林道や作業道の整備・修繕が必要になると思う。国や県の補助対象事業とならない側溝や集水升に溜まっている土砂の除去のような簡易な作業を森林環境基金事業に追加することを要望する。</p>	<p>間伐の低コスト化を図るため、林内路網の整備を積極的に進めているところですが、林道、作業道の維持管理については、原則として管理者自らが行うこととなっています。</p>
41	<p>1. 竹林対策について、伐採後の管理がしやすいよう、破碎処理も事業の対象とすべき。</p> <p>2. 放置竹林は、所有者や所有界が不明であることが多く、伐採を進めるには、このような作業についても事業の対象とすべき。</p> <p>3. 放置竹林であっても、一部は生産竹林として残すなど柔軟な対応も必要と思う。</p>	<p>森林環境基金事業における竹林対策は、あくまで森林の公益的機能の確保に不可欠なものとして実施するものであり、破碎処理までは想定していませんが、集積・整理を行うことにより伐採後の管理は可能と考えています。</p> <p>また、境界の確認に必要な経費は支援の対象となります。</p> <p>なお、森林環境基金事業では、生産竹林として管理できない箇所を整備の対象と考えています。</p>
42	<p>評価委員会に輪島市長が入っているのに、なぜ金沢市長が入っていないのか。市町長が入るのであれば、全部でなくても、全体の過半数くらいの市町長が入るべきでないか。</p>	<p>森林環境評価委員会の委員については、森林環境基金事業の成果等を客観性・透明性をもって検証・評価するため、様々な分野から幅広く選任させていただいており、特定の分野の有識者が多数となることは、適当ではないと考えています。</p>